

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長浜市長 浅見 宣義

市町村名 (市町村コード)	長浜市 (25203)
地域名 (地域内農業集落名)	余呉町中河内 (余呉町中河内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月5日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、山間部にあり、高齢化率も高く、過疎化が進んでいる。そのため、集落内の農業者による耕作が困難なことから集落外の農業者に頼らざるを得ない状況である。また、野生獣も多く、農作物被害も大きいことから、耕作者の耕作意欲の低下にもつながっている。今後は、集落外耕作者の確保が課題となる。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

今後も集落内農業者による耕作の継続は非常に困難なため、引き続き、本地域内での耕作してくれる集落外農業者の確保に努める。また、野生獣による農作物への被害減少に向けて、集落全体で獣害対策に取り組み、集落外農業者が耕作しやすい環境づくりに努める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落外農業者の確保に努めつつ、集積・集約化に取り組んでいく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落外農業者の確保に努めつつ、農地中間管理機構を活用して集積していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
今のところ取組予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、JAをはじめとした関係機関・団体と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今のところ取組予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--